

平成25年度 事業計画

1 国保組合をめぐる諸情勢

- 昨年12月の衆議院選挙で政権が与党民主党から自民・公明党野党に移りました。「負担増の時代」といわれる昨今ですが、社会保障と税の一体改革により、消費税率は平成26年4月に8%、27年10月に10%に引き上げられます。一方で、人口減少と少子高齢化が進む中、年金・福祉・医療など社会保障制度が本当に維持できるのかどうか、将来の不安は隠せません。また、新政権は社会保障の充実を打ち出していますが、「自助」にかじを切り過ぎないように見守っていかねばなりません。
- 平成20年度から国民健康保険制度の改正で、70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の割合を2割から1割に軽減する措置についても「暮らしの安心」の一環として、25年4月以降も当面継続されました。
- また、平成22年度から24年度までの暫定措置として、被用者保険等被保険者の後期高齢者支援金の1/3を総報酬とすることにされました。また、国民健康保険組合の組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の一部に対する補助金の引き下げについては、25年度及び26年度においても暫定措置として継続されています。
- 組合普通調整補助金の算定に当たって、調整対象収入額は、平成23年度の調整対象収入額の算定額を標準としますが、25年度の予算編成においては十分余裕を見ておく必要があるとされています。
なお、組合普通調整補助金のうち、特別調整補助金（経営努力分）は、25年度までに廃止し、普通調整補助金に統合されます。
- 平成25年度からの第二期特定健康診査補助金については、24年度と同様、特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に要する費用の1/3に相当する額を計上することとされています。なお、特定健康診査補助金の助成基準単価は、24年度と同額とされました。
- 平成25年度当初予算においては、療養給付費・後期高齢者支援金・介護納付金補助金7億2千9百万円（▲8百万円）特別調整補助金8千2百万円（特別対策費補助金が廃止され、23年度から創設された、保険者機能強化分8百万円を含む（+3千万円）、事務費負担金・出産育児一時金1千3百万円）特定健診等補助金・高額医療費共同事業補助金1千万円（+10万円）の合計8億7千万円となり、前年度と比較し5千6百万円を増額して計上しました。
- 平成25年度の新規事業として、特定健診等受診管理のシステム化、柔道整復等のレセプト点検外部委託、職別国保組合のホームページ開設を予算に組み入れました。なお、国保組合共通システムの導入については、実務が整備されていないうえ、業務に要する費用も当初の予算額より多額となるために今年度は見送りとします。
- 内臓肥満に加え、糖尿病・脂質異常症・高血圧などの生活習慣病に罹ると動脈硬化が進み、狭心症・心筋梗塞・脳梗塞・脳出血等の重大な病気を発症すると言われています。また、3大死因と言われている「がん」・「脳血管疾患」・「心臓病」も生活習慣病と極めて関係があると言われています。



平成20年度に始まりました「特定健診」の受診率については、20年度は30.1%、21年度は27.6%、22年度は34.3%、23年度は39.0%、24年度は25年1月末で21.8%、また、「特定保健指導」の受診率については、20年度は0.0%、21年度は2.2%、22年度は4.9%、23年度は15.9%、24年度は25年1月末で2.3%と低迷しています。国が定める第2期（25年度～29年度）の特定健診受診率は70%で、特定保健指導受診率は30%となっています。特定健診の受診対象者は40歳～74歳の方です。受診対象者の方はご自身の健康保持の増進、病気予防のためにぜひ受診していただくようお願いいたします。

- 今後も、組合員数の減少に伴う保険料収入の減少や国の補助金の見直しや特定被保険者の増加に伴う国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、2年毎に実施される診療報酬のプラス改定による保険給付費の増加などにより、組合財政運営は一層厳しくなることが予想されます。

そうした状況にあります。組合員及び御家族の健康保持の増進と円滑な組合事業の運営・組合財政の安定に向けて、役職員挙げて取り組んで参りますので、議員並びに組合員各位の一層の御理解と御協力をお願いします。

2 重点目標

- ① 法改正等に伴う事業・事務への適正な対応
- ② 被保険者証及び高齢受給者証の適正な交付
- ③ 特定健診・特定保健指導の受診等の促進
- ④ 高額療養費等の正確且つ敏速な給付
- ⑤ 高額医療費共同事業の円滑な事務対応
- ⑥ 資格審査委員会による組合員資格の適正化
- ⑦ 財務委員会による財産管理の適正化
- ⑧ 人間ドック、脳ドック、肺ドック、ジャスト健診等各種健診の奨励
- ⑨ 健康関連施設あっせん事業をはじめ、各種保健事業の推進
- ⑩ ジェネリック医薬品の差額通知等による普及促進
- ⑪ 医療費通知、レセプト点検による医療費の適正化
- ⑫ 柔道整復療養費支給申請書の点検による医療費の適正化
- ⑬ 外部監査の導入
- ⑭ 国保総合システムの適正運用及び有効的活用
- ⑮ 被保険者証の円滑な更新
- ⑯ 組合ホームページの開設

3 事業内容

(1) 保険料と保険給付

① 保険料

○ 医療分保険料

医療給付費及び前期高齢者調整金等に充てる分にかかる医療分保険料は、引き続き据え置きとします。

・組合員	(74歳まで)	月額	11,500円
・	(25歳未満)	月額	8,000円
・家族	(74歳まで)	月額	2,500円

○ 介護分保険料

40歳～64歳の組合員と家族（第2号被保険者）にかかる介護分保険料は、引き続き、据置きとします。

- ・組合員 月額 2,000円
- ・家族 月額 1,000円

○ 後期高齢者支援金等分保険料

後期高齢者医療制度への支援金等として、組合員、家族とも一律保険料とし、引き続き据置きとします。

- ・組合員（74歳まで） 月額 2,000円
- ・家族（74歳まで） 月額 2,000円

○ 後期高齢者組合員分保険料

後期高齢者である組合員については、保健事業に充てるための保険料を賦課し、引き続き据置きとします。

- ・組合員（75歳以上及び65歳以上で一定の障害認定を受けた者）
月額 1,000円

② 療養の給付

○ 給付割合及び一部負担金の割合は、次のとおりとします。

区 分	給付割合	一部負担割合	備考
未就学児（※1）	8割	2割	小学校入学まで
就学児以降70歳未満	7割	3割	
70歳以上（一般）（※2）（※3）	8割	2割	
70歳以上（現役並み所得者）（※2）	7割	3割	

※1 小学校入学前の子供（未就学児童）をいい、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者。

※2 前期高齢者（65歳以上74歳）のうち、70歳以上74歳までの方で高齢者医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者。これらの方が治療を受けるときは、被保険者証のほかに国保組合が発行する高齢受給者証が必要となります。

※3 平成20年4月から一部負担割合が2割に引き上げられることになっていましたが、25年3月までは1割に凍結されていました。さらに26年3月31日まで延長され、1割に凍結されます。

○ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院食事療養費として支給します。

○ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の高齢者の方には、食事（材料費・調理コスト相当）及び居住費（光熱水費相当）を入院時生活療養費として支給します。

③ 療養費

診療費などをいったん自分で全額立て替えて支払った場合、治療上必要と認められた補装具を装着した場合など保険診療分に相当する費用について、(1)の療養の給付に準じて支給します。

④ 高額療養費

病院で支払った窓口負担の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、超えた額をあとから払い戻します（償還払い）。ただし、「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）を提示することで、医療機関への支

払いが償還払いではなく、自己負担限度額までの支払いで済みます。（「限度額適用認定証」（上位所得者・一般）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（低所得者）の交付については、事前の申請が必要です。）

● 自己負担限度額

70歳未満	区 分		自己負担額（月額）
	上位所得者 （年間所得600万円超）		150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <83,400円>
	一 般		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
	低所得者 （住民税非課税）		35,400円 <24,600円>

70歳から74歳	区 分		自己負担限度額（月額）	
			外来(個人ごと)	
	現役並み所得者 （課税所得145万円以上）		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
	一 般		24,600円	62,100円 <44,400円>
	低所得者 （住民税 非課税）	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円	

※ 1 < > 内は多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当の場合）の限度額

※ 2 血友病、人工透析が必要な慢性腎不全などの場合、自己負担限度額は1万円（人工透析を要する上位所得者は2万円）

⑤ 高額医療・介護合算療養費

世帯に国保・介護の両保険から給付を受けることによって、年額の自己負担額が高額になったとき、法定の自己負担限度額を超える額を支給します。合算対象となる自己負担額は、毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った、医療保険及び介護保険の自己負担を対象とします。年間合計額が下記負担限度額を超える場合に、医療保険・介護保険の制度別に按分し、それぞれの保険者から支給します。

● 所得区分別負担限度額

		70～74歳の者がいる世帯	70歳未満の者がいる世帯
現役並み所得者 （上位所得者）		67万円	126万円
一 般		62万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

⑥ その他の給付

○ 出産育児一時金

産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合、1児につき420,000円を支給します。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は、390,000円を支給します。

※ 産科医療補償制度とは、出産の時に重度脳性麻痺等になった乳幼児に補償金が支払われ

る制度。

《出産育児一時金の直接支払制度及び受取代理制度》

平成21年10月1日より被保険者の経済的負担を軽減するため、当組合から直接医療機関等に出産育児一時金を支払うことができるようになりました。この直接支払制度により、被保険者は出産費用を事前に用意する負担がなくなり、組合に申請する必要もなくなりました。また、直接支払制度導入により廃止されていた受取代理制度については、入金が遅れで資金繰りが悪化すると見込まれる小規模医療機関等に配慮し、23年4月から厚労省へ届出を行った一部の医療機関等で出産される場合は、この制度が復活することになりました。

※ 出産費用が法定額を超えない場合は、その差額が組合から被保険者に支給され、法定額を超える場合は超えた分が医療機関等から被保険者に請求されます。

○ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給します。

- ・組合員の死亡 1件 70,000円
- ・家族の死亡 1件 50,000円

※ 保険給付の詳細については、「職別国保のしおり」を参照願うとともに支部事務所にお問い合わせください。

(2) 保健事業

① 特定健診・特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームの予防に着目した特定健診・特定保健指導は、平成20年度に実施されてから6年目に入ります。後期高齢者支援金の加算・減算措置について、24年度の実施結果から、国が設定した目標値に対する実績評価が開始されることとされていましたが、第一期については、特定保健指導の実施率が実質的に0%の保険者に対して加算されることになり、減算措置については、特定健診並びに特定保健指導の参酌標準を両方達成した保険者が対象となったことから、当組合においては、加算・減算のいずれの措置も講じられないこととなりました。

また、20年度からの5年間は、第一期特定健康診査等実施計画に基づき特定健診・特定保健指導の実施に取り組んでまいりましたが、25年度からの5年間は、第一期に基づく実施結果を踏まえ、新たに第二期特定健康診査等実施計画を策定し、特定健診・特定保健指導を実施してまいります。

なお、当組合の第二期特定健康診査等実施計画における25年度の実施率の目標値は、特定健診45%、特定保健指導20%を設定していますので、40歳から74歳の特定健診対象者の皆様は、必ず受診していただきますようご協力をお願いします。

② 生活習慣病健診の助成事業

被保険者の疾病の予防、早期発見、早期治療が健康管理の基本的要件であることから、生活習慣病にかかる定期的健康診断の奨励を図ります。

○ 指定医療機関（京都第一日赤他34機関）による半日人間ドック

一人当たりの自己負担額は10,000円とし、残りの費用は、組合が全額負担します。

○ 半日人間ドックと同時に受診する脳ドック及び肺ドック

追加ドックごとの自己負担額は10,000円ずつとし、追加ドックごとの差額約20,000円（追加ドックが2つの場合約40,000円）を組合が負担します。

○ 半日人間ドックと同時に受診する婦人科検査

追加検査として婦人科検査（乳がん・子宮がん検査）を受診する場合は、受診費用の全額を組合が負担します。

○ 各支部単位で実施する検診車等による一般健診

一人当たり自己負担額は3,000円とし、差額約19,000円を組合が負担します。

○ ジャスト健診（無料）の実施

平成25年度内に、40歳、50歳、60歳、70歳に達する方については、人間ドック費用全額を組合負担とし、年齢の節目における健康診断を促すことにより、健康チェック習慣の定着を図ります。

○ 定期健診の実施

一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約11,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。

○ レディース健診の実施

一人当たりの自己負担額は、1,000円とし、差額約16,000円を組合が負担します。対象者は、40歳から74歳の被保険者です。

③ 健康管理と疾病予防対策事業

○ 京都テルサ、ヘルスピア21、同志社大学継志館フィットネス、ラクトスポーツプラザ、京都エミナス（プール、ジム、温泉等）の健康増進施設利用の補助事業を継続します。

○ 「インフルエンザ予防接種」の助成事業を継続します。

○ 保険証更新時に保健用具等を配付し、健康について啓発を行います。

④ 新規加入記念品の贈呈

新規加入の組合員に対し、記念品を贈呈します。

⑤ 無受診世帯に対する記念品の贈呈

1年以上の無受診世帯に、組合の財政運営への貢献に対する感謝の意味で記念品を贈呈します。

⑥ 支部に対するスポーツ大会等への助成

母体支部単位のスポーツ大会等の保健事業費に一定額の助成をします。

(3) その他の取り組み

① 外部監査の導入

内部監査に加え、外部監査を導入することにより、組合運営における透明性を高めるとともに、監査機能の充実を図っています。

② 法令遵守の徹底

当組合は我が国の公的医療制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国保法その他関係法令に沿って厳正に行われるよう、遵守体制の整備に関する基本方針、実践計画に基づく法令遵守マニュアルの策定並びに組織体制の整備を行います。また、役職員等に対して研修を実施するなど、法令遵守の徹底を図ります。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

被保険者に後発医薬品についての知識及び切り替え方等をパンフレットや希望カードの配付により周知すると共に、後発医薬品差額通知を行い普及促進を図ります。

④ レセプト（医療機関からくる診療報酬明細書）の点検

毎月レセプトを点検し、不正請求、過剰請求等不適切なものは、一旦、医療機関に返還し医療費の適正化を図ります。

⑤ 第三者行為（交通事故、労災事故）の調査と医療費の返還請求

交通事故や仕事上の事故等の傷害は、健康保険の給付対象とならないので、調査して状況により組合が支払った医療費の返還を求めます。併せて労働保険への加入を推奨していきます。

平成25年度歳入歳出予算構成グラフ

単位：千円

